

7. よくある問い合わせ

Q 助成対象になる施設は？

A 新たな保育の受け皿を増やすという趣旨から、原則として、この事業が創設された平成28年4月1日以降に「新たに」設置された保育施設を助成の対象としています。

Q どのようなものが整備費の補助対象となりますか？

A 保育施設本体工事(建物と一体化している設備を含む。)とそれに係る工事事務費が補助対象となります。備品類の購入費用は補助対象となりません。

Q 給食を提供するための調理室は必要ですか？

A 利用定員が20人以上の場合には調理室(施設に付属して設置する炊事場を含む。)、利用定員が19人以下の場合には調理設備を設けて、自園で調理して、給食を提供することが必要です。
※外部搬入が可能な場合があります。

Q 屋外遊技場は必要ですか？

A 満2歳以上の子どもを受け入れる場合には、屋外遊戯場は必要です。ただし、屋外遊戯場に代わる公園や広場等が近くにあれば、一定の条件のもとでこれを屋外遊戯場として扱うことも可能です。

Q 企業主導型保育事業の実施要綱と助成要領を満たしていれば、企業主導型保育施設を設置できますか？

A 実施要綱、助成要領だけではなく、建築基準法や消防法等の関係法令や、認可外保育施設指導基準、各自治体の条例等を満たしていただく必要があります。

※詳しくは、企業主導型ポータルサイトに掲載している「助成申請・運営にあたっての留意事項」をご覧ください。